

氏名	實方 由佳 <sup>じつかた ゆか</sup>
学位の種類	博士 (コミュニティ福祉学)
報告番号	甲第481号
学位授与年月日	2018年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
学位論文題目	多機関・多職種連携による子ども虐待対応に必要な「調整」 の研究—志向性と寛容性にみる「調整」におけるソーシャル ワークの必要性—
審査委員	主査) 三本松 政之 (立教大学大学院コミュニティ福祉 学研究科教授) 平野 方紹 (立教大学大学院コミュニティ福祉 学研究科教授) 原田 晃樹 (立教大学大学院コミュニティ福祉 学研究科教授) 才村 純 (関西学院大学人間福祉学部前教授)

## I. 論文の内容の要旨

### (1) 論文の構成

本論文は、子ども虐待対応に必須といわれる多機関・多職種連携の「調整」について、特に連携する人々の認識的多様性の取り扱いに着目する視点から検証されたものである。論文構成としては、序章から終章までの全 8 章に「はじめに」、「おわりに」を加えた構成がとられている。研究方法としては文献研究、定量的研究、定性的研究が用いられた。子ども虐待対応における認識的多様性の活用が必要であるという仮説の構築には文献研究法が用いられ、その仮説を定量的研究法にて実証している。認識的多様性の活用が必要であることをデータで裏付けた上で、実際にどのように認識的多様性を活用すればよいのかを定性的研究法を用いて論証した。

各章の概要については、以下の通りである。

序章では子ども虐待対応を権利擁護のための実践と捉え、多様性を扱うという側面から「調整」を検証するための枠組みが提示される。第一章では子ども虐待対応以外にも含めた多機関・多職種連携に関する先行研究の概要が整理され、第二章では子ども虐待対応における多機関・多職種連携の概要が整理されている。第三章では多機関・多職種連携における「調整」をソーシャルワークとして理解するために必要となる理論的整理が行われている。第四章では先行研究レビューを通して強力な行政権限をもたない調整機関の特徴を整理し、志向性（クライアントに寄せる関心）という実践上の焦点が示される。志向性は各援助職の認識上の差異の影響を受けるがゆえに、志向性の維持・強化を意識した「調整」には、多様性を尊重する実践が必要であるとの仮説が提示される。第五章では前章の仮説を定量的データにより検証している。第六章では検証結果を踏まえ、多様性を尊重するという寛容さに着目し、定性的データを用いた「調整」についての検証結果が示される。終章では、結論として現状の「調整」はソーシャルワークとの整合性のある実践となっていることを論じた。また研究の限界と今後の課題について示した。

### (2) 論文の内容要旨

本論文では、子ども虐待対応で重要視される多機関・多職種連携を援助システムとして捉え、「調整」を「多機関・多職種連携の不調和の解消」と定義し、援助システムの「調整」に必要となる多様性を尊重する実践について検証している。子ども虐待は、個人要因、家族要因、コミュニティ要因、社会的要因、文化的要因の相互作用から発生すると考えられており、こうした複雑な現象に対応するためには、機能が限定されている単独の機関や職種による援助では難しいと考えられてきた。そのために日本の政策上、多機関・多職種連携は欠かせないものと位置付けられ、要対協や調整機関の設置が努力義務化された。一方で、論者は、連携する人々の間に存在する差異の問題が、「調整」を難しくする要因として

も指摘されていることを示す (Johnson et al.=2004 ; Thompson et al.=2004)。しかし、複雑な問題の解決にはメンバー個々の能力よりもメンバーの認識的多様性の方が勝るといふ経済学者の Page (=2009) の研究成果を引用し、集団による優れた問題解決能力としての集合知の生成を目指す「調整」が求められるとする。

論者は、文献研究により子ども虐待対応には強制的介入とパートナーシップに基づく援助といったような多様な援助形態が求められていることを明らかにした。そして、多様な援助形態を担保する上では、異なる性質を持つ人々を多機関・多職種連携という援助システムに留まらせるよう「調整」する必要性が生じると説明する。他者性や差異という「思い通りにならなさ」があってもなお、連携する人々の共通性・普遍性を見出そうとする実践である「調整」に、ソーシャルワークが有する寛容さが必要とされる理由について、クライアントに寄せる関心に関わる志向性を鍵概念として用い分析する。

志向性が有する向性 (directedness) ないし関与性 (aboutness) といった特徴により、それぞれに組織や専門職基盤といった準拠集団を持つ複数の機関や職種は、多機関・多職種連携に拘束される。その一方で、志向性には、集団内で脆弱化する傾向がある。集団思考はその一例である。そして志向性には意味付与を伴うがゆえに、複数の機関や職種を援助システムに留まるよう働きかける上では、認識的多様性を尊重する必要性があるという検証仮説が立てられる。この仮説については、定量的データを用いて実証している。さらにこの研究結果を踏まえて、多様性を尊重する「調整」がどのように実践され得るのかについて、定性的データを用いて示す。分析方法としては、定性的コーディング法の一つである事例 - コード・マトリックス法を採用し、認識レベルと行為レベルから「調整」の実践内容が示される。生成されたコード (<>で表記) から認識文脈 (《》で表記) を生成し、これらをソーシャルワーク理論と照らし合わせた。その結果、実践内容に包摂性が含まれること、クライアントの絶対性を強調する価値観などがみられることから、ソーシャルワーク理論との整合性の高い実践となっている可能性が指摘される。多様性を扱う「調整」には相応の難しさがあるものの、その困難性ゆえにソーシャルワークが適合するとの考えを示し、今後の課題として、「調整」担当者の寛容性を養うためのスーパービジョンや教育・研修のあり方の議論、他領域への応用可能の検討などがあげられている。

## II. 論文審査の結果の要旨

### (1) 論文の特徴

本論文は、「調整」という使用頻度は高いが実際に何をするのかが見えにくい実践を問い直し、包摂する実践としての姿を示している点が注目される。特に「調整」担当者という認識主体の視点からみた困難感に注目し、「思い通りにならなさ」(≒他者性あるいは差異)の扱い方を取り上げた点に、本論文の特徴が表れている。これは制度論や実態調査のような「外」側から観察することで「調整」の構造を説明する、あるいは「調整」の現状を報告する、といった研究アプローチとは異なる手法である点において、独自性が認められる。

子ども虐待対応は、可變的で不確実な状況下における実践である。そのため、制度論を用いて固定的に「調整」を捉えるばかりではなく、実践家の省察過程に着目することで動態性を捉えることが有用と考えられる。またこの省察過程を明らかにすることで、子ども虐待対応における「調整」とソーシャルワークとの親和性を示したことを鑑みれば、調整機関におけるソーシャルワーカーの配置を推奨する制度に根拠を与えることができるという点において評価できる。

加えて、多機関・多職種連携を論じるにあたっては、その主要なアクターは「援助する側」であるが、援助システムから外在化されるクライアントの存在が「調整」担当者に与える影響力について言及している。連携相手への配慮とともにクライアントへの関心を強化することが、連携する援助職を援助システムに留まらせるという点に着目し、クライアントに寄せる関心である志向性が「調整」を助ける役割を果たすという見解は、今後の「調整」実践に一つの指標となり得ると考えられる。志向性概念は、当為を外して論じる際の手段として有用であると論者は指摘し、志向性(関心)の「開き」の構造を扱うという実践上の課題を示す上で、志向性に関わる議論は有用な理論的背景を提供したとする。また寛容という概念を用いて、「調整」における多様性尊重という行動原理を実行する能力を記述することを試みた点にも独自性を見出せる。寛容についてはその抑圧性についての議論も重ねられており、「調整」の危うさを乗り越えようとする時に、権限を持たないことにも意味があると示すことができた点は、ソーシャルワークの専門性を記述する際の一つの手段となり得る。

### (2) 論文の評価

本論文が取り上げている子ども虐待対応における「調整」は、一方でその重要性が強調されるが、他方でその困難性が指摘されている。要保護児童対策地域協議会(要対協)という多機関・多職種連携の制度的基盤が法定化されるなど法制度の整備が図られつつある。だが制度的枠組みは用意されても、機能や役割が異なる機関・職種が連携し、実質的・効果的な成果を上げることは容易ではないという実情があり、調整機関における「調整」の実証研究である本論文に、その社会的な意義を見いだせる。学術的にも定量・定性の両面

からの分析を通じて、「調整」について理論的に明らかにしている。先行研究においては幅広く多分野を渉猟し、また定量的・定性的調査においても目的意識、方法、内容とも明確であり考察も精緻にされている点を高く評価することができる。

一方、本論文の不十分な点についても指摘しなければならない。まず、定性的データを用いて「調整」に必要となる能力の質的カテゴリーまでは明らかにしたが、力量を測ることはできていない。またマニュアル化に寄与できなかった点が限界として指摘される。さらに子ども虐待対応に関する研究としてみた時に、多様な援助形態を有する子ども虐待対応の個々の援助の精緻化を扱えていない点にも限界がある。加えて制度に関する議論も不十分であったことを指摘しなければならない。ここで指摘した事柄は、今後の研究の発展可能性を示すものでもある。

最後に、本論文は「調整」実践の理論化に主眼が置かれてはいるものの、実践にも還元し得る示唆に富む多くの知見も含まれている。以上のことから、本論文を学位（博士）授与に必要な学術的水準を満たすものとして評価する。